

## 単 価 契 約 書

- 1 契約品名 乾式電子複写機複写サービス(1枚当たり)
- 2 契約単価 円(消費税及び地方消費税を含まず。)
- 3 設置場所 別記のとおり
- 4 設置機種 別記のとおり
- 5 契約期間 別記のとおり
- 6 契約保証金

上記について、公立大学法人愛媛県立医療技術大学を甲とし、  
を乙として、次の条項により乾式電子複写機(以下「複写機」という。)  
の複写サービスに関する契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等(コピー用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)を円滑に供給することを目的とする。

### (複写サービス料金の請求)

第2条 乙は毎月末日において、甲の担当の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。

2 乙は、毎月甲に対して前月分の複写サービス料金を請求するものとする。

3 請求金額は、契約単価に複写枚数を乗じた金額(円未満切捨て)に、消費税及び地方消費税を加算した金額(円未満切捨て)とする。

### (複写サービス料金の支払い)

第3条 甲は、乙から前条による適正な請求書を受領したときは、原則として請求書を受領した月の翌月末日までに支払わなければならない。

### (代理受領の禁止)

第4条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

### (権利の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得

たときは、この限りではない。

(複写機の保守)

第6条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

2 複写機が故障した場合は、乙は直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。乙が修理をおこなったにも関わらず症状が長期に渡り改善されない場合、甲は乙に複写機の交換を申し出ることができる。

3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。

ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は甲に対し乙所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第7条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属する。

2 甲は複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷するなど、複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第8条 甲は、所定の設置場所を変更する場合は予め乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第9条 前条により既設機種を別の場所に移動する場合に要する経費は甲の負担とする。

(設置機種の変更)

第10条 乙は、複写機の設置時において、やむを得ない事情により設置機種を変更する場合は、予め甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第11条 乙は複写機につき、乙の責任で動産総合保険を付すものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補される損害に対しては、前項

の規定にかかわらず乙は甲に請求しない。

(秘密の保持)

第13条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならないほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、第1項について誓約書を提出しなければならない。

3 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれをすべて消去するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、原則として1ヶ月前に相手方に文書を持って通知することによって、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書を持って通知し、この契約を解除することができる。

3 乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき、この契約を解除することができる。

4 前項によりこの契約が解除された場合は、甲又は乙はこれにより被る相手方の損害について、共にその責めを負わない。

(事情変更による契約の変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる

(契約保証金の返還)

第16条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間満了後、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、請求書を受理した月の翌月末日までに契約保証金を乙に返還するものとする。

3 契約保証金には利息を付さないものとする。

(その他)

第17条 この契約に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学契約事務取扱規程（平成22年規程第58号）並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

伊予郡砥部町高尾田543番地  
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学  
理 事 長 脇 坂 浩 之

乙

別 記

| 設 置 場 所                              | 設 置 機 種 | 契 約 期 間        |               |
|--------------------------------------|---------|----------------|---------------|
|                                      |         | 始 期            | 終 期           |
| 愛媛県立医療技術大学<br>事務棟 2 階<br>212 非常勤講師控室 |         | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和13年 3 月 31日 |
| 愛媛県立医療技術大学<br>北棟 2 階<br>256 倉庫       |         | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和13年 3 月 31日 |
| 愛媛県立医療技術大学<br>北棟 4 階<br>471 研究室      |         | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和13年 3 月 31日 |
| 愛媛県立医療技術大学<br>北棟 3 階<br>317 研究室      |         | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和13年 3 月 31日 |
| 愛媛県立医療技術大学<br>3 階<br>図書館事務室          |         | 令和 8 年 4 月 1 日 | 令和13年 3 月 31日 |